# 商工観光労働企業委員会会議記録

商工観光労働企業委員長 清田 哲也

### 1 日 時

令和5年12月7日(木) 午後1時00分から 午後2時40分まで

### 2 場 所

第6委員会室

### 3 出席した委員の氏名

清田哲也、大友栄二、桝田貢、麻生栄作、福崎智幸、澤田友広、佐藤之則

### 4 欠席した委員の氏名

なし

### 5 出席した委員外議員の氏名

猿渡久子

### 6 出席した執行部関係者の職・氏名

商工観光労働部長 利光秀方、企業局 渡辺文雄 ほか関係者

### 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

#### 8 会議の概要及び結果

- (1) 第99号議案及び第108号議案のうち本委員会関係部分については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第106号議案については、可決すべきものと文教警察委員会に回答することに全会一致をもって決定した。
- (3) 新たな大分県長期総合計画案の骨子について、観光誘客緊急対策事業の不正・不適切事案 等に係る調査状況について及び経営戦略アクションプラン中間見直しについてなど、執行部 から報告を受けた。
- (4) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることとした。

### 9 その他必要な事項

なし

### 10 担当書記

議事課委員会班 主任 松井みなみ 政策調査課政策法務班 副主幹 安達佑也

# 商工観光労働企業委員会次第

日時: 令和5年12月7日(木) 13:00~

場所:第6委員会室

### 1 開 会

### 2 商工観光労働部関係

13:00~14:30

(1) 合い議案件の審査

第106号議案 警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部改正について (付託委員会:文教警察委員会)

(2) 付託案件の審査

第108号議案 令和5年度大分県一般会計補正予算(第3号)(本委員会関係部分) 第 99号議案 公の施設の指定管理者の指定について

- (3) 諸般の報告
  - ①新たな大分県長期総合計画案の骨子について
  - ②第2回「グリーン・コンビナートおおいた」推進会議開催報告について
  - ③アナログ規制の技術実証及び今後の取り組みについて
  - ④地域未来投資促進法に基づく大分県基本計画について
  - ⑤おおいた旅得キャンペーンの実施について
  - ⑥観光誘客緊急対策事業の不正・不適切事案等に係る調査状況について
- (4) その他

3 企業局関係 14:30~14:50

(1) 諸般の報告

①経営戦略アクションプラン中間見直しについて

(2) その他

4 協議事項 14:50~15:00

- (1) 閉会中の継続調査について
- (2) その他

### 5 閉 会

言願います。

# 会議の概要及び結果

清田委員長 ただいまから、商工観光労働企業 委員会を開きます。

また、本日は委員外議員として猿渡議員に出席いただいています。

ここで、委員外議員の皆様に申し上げます。 委員外議員の方が発言を希望する場合は、委 員の質疑終了後に挙手し、私から指名を受けた 後、長時間にわたらないよう要点を簡潔に御発

それでは、本日審査いただく案件は、今回付 託を受けた議案2件、文教警察委員会から合い 議があった議案1件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより 商工観光労働部関係の審査に入ります。

まず、合い議案件の審査を行います。

第106号議案警察署の名称、位置及び管轄 区域条例等の一部改正についてのうち、本委員 会関係部分について執行部の説明を求めます。

利光商工観光労働部長 商工観光労働部長の利 光です。皆様におかれては、商工観光労働行政 をはじめ、県政の諸課題に対し日頃より御尽力 を賜り、誠にありがとうございます。

合い議案件を含め3件の議案を審査いただい た後、6件の諸般の報告をします。よろしくお 願いします。早速ですが、担当課室長から順次 御説明します。

**伊達雇用労働政策課長** 資料 2 ページを御覧ください。

第106号議案警察署の名称、位置及び管轄 区域条例等の一部改正について御説明します。 この議案は大分市、別府市の大字の区域の一部 が新たな区域として画され、名称が変更される ことに伴い、該当する区域にある県有施設の位 置の表示などを改めるもので、関係する条例を 一括して提出しています。この中で商工観光労 働部の所管する、大分県立職業能力開発校の設 置及び管理に関する条例の一部改正について御 説明します。

この条例では、第2条第1項の表で職業能力

開発校の名称及び位置を定めています。今回の 改正は資料の1改正理由にあるとおり、別府市 が令和6年1月6日から一部の大字の区域及び その名称を変更することに伴うもので、2改正 の内容のとおり現在、別府市大字鶴見4546 番地16である大分県立竹工芸訓練センターの 位置の表示を別府市東荘園3丁目4番3号へ改 めるものです。

なお、施行期日は別府市が区域変更を実施する令和6年1月6日としています。

清田委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御 質疑、御意見などはありませんか。

[「なし」と言う者あり]

清田委員長 委員外議員の方は御質疑、御意見などはありませんか。

[「なし」と言う者あり]

清田委員長 別に御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案のうち本委員会関係部分については、原 案のとおり可決すべきものと文教警察委員会に 回答することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

清田委員長 御異議がないので、本案のうち本 委員会関係部分については、原案のとおり可決 すべきものと文教警察員会に回答することに決 定しました。

以上で、合い議案件の審査を終わります。 次に、付託案件の審査を行います。

第108号議案令和5年度大分県一般会計補 正予算(第3号)のうち、本委員会関係部分に ついて執行部の説明を求めます。

利光商工観光労働部長 資料 3 ページを御覧ください。

第108号議案令和5年度大分県一般会計補 正予算(第3号)について御説明します。物価 高騰対策や人手不足解消に向けた省力化、生産 性向上に対する支援策として、予算額合計24 億910万1千円の補正予算案となっています。 詳細については、担当課室長から御説明します。 市原新産業振興室長 資料4ページを御覧くだ さい。予算説明書の該当ページを抜粋している ので、後ほど御確認いただければと思います。

5ページをお願いします。

LPガス等価格激変緩和対策事業9億6,3 00万円です。この事業は、LPガスの消費者 や特別高圧契約で受電する中小企業に対して、 本県独自の支援を行うものです。

第2回定例会で本事業を提案し実施していますが、国による電気やガス料金の激変緩和措置が来年4月末まで延長されたことを受け、国の支援の対象外となる、LPガス消費者や特別高圧で受電する中小企業への負担軽減策を継続します。

事業内容について御説明します。まず、LP ガスについては、契約を行っている一般消費者 等に対し1契約当たり1,500円を支援する ものです。これは、資料の上段の右に記載の国 による支援策にあるように、都市ガスの支援額 が本年9月から来年4月までは、それまでの半 額としていることから、本県についてもこれを 参考として、従来の1契約当たり3千円の半額 とするものです。

具体的には、大分県LPガス協会を通じ、L Pガス販売事業者に対し割引原資を補助するも のであり、これまでと同様に契約者が申請手続 を行わずに値引きされる仕組みとします。なお、 今回は割引を行うLPガス販売事業者のシステ ム改修等に係る費用の助成を行い、各販売事業 者の事務負担の軽減を図ります。

次に、特別高圧契約で受電している中小企業への支援についてですが、本年10月から来年4月分の電力使用量に応じ、現在実施している9月分の支援金額と同額の1キロワットアワー当たり1.8円を補助するものです。来年5月以降に各企業から申請を受けて補助金を交付します。

これらの取組を通じて、負担が増大している LPガス消費者や特別高圧電力を使用する中小 企業における経済的負担の軽減を図っていきま す。 平山経営創造・金融課長 資料6ページを御覧 ください。

中小企業金融対策費、いわゆる県制度資金に 関する10億610万1千円です。コロナ禍や 物価高騰の影響下で債務が増大した中小・小規 模事業者を支援するため、昨年度創設した借換 えなどの資金需要に対応する経営改善借換資金 の融資枠を拡大し、これに伴い必要となる貸付 原資の預託などを行うものです。

また、県内の倒産件数が増加傾向にあることから、倒産した企業と取引のある中小・小規模事業者の連鎖倒産を防止するため、中小企業経営改善資金における倒産企業の負債要件等を緩和し、対象となる企業の適用範囲を広げることで、中小・小規模企業者の円滑な資金繰りを支援します。

**木部DX推進課長** 同じく6ページを御覧くだ さい。

中小企業等省力化・生産性向上支援事業4億4千万円です。この事業は、人手不足対策に向けた省力化や生産性向上を図るため、ロボットやデジタルツール等の導入を行う中小企業等に対し、国の補正予算を活用して県が上乗せの補助を行なうものです。

事業内容について説明します。県が対象とする国の補助金は全部で二つです。

まず一つ目は、国が創設した中小企業省力化 投資補助金です。これはIoT、ロボット等の 人手不足解消に効果がある汎用製品をカタログ に掲載し、中小企業等が選択して導入できるよ うにすることで、簡易で即効性がある省力化投 資を促進するものです。国の補助率2分の1に 県が上乗せの補助を行い、補助率を3分の2に 引き上げて金銭的な負担を軽減し、中小企業等 の省力化や生産性向上を後押しします。特に、 賃上げに取り組む企業については、補助率を4 分の3まで引き上げて、賃上げもあわせて促進 していきます。

二つ目は、ソフトウェアの導入に要する経費を補助する国のIT導入補助金です。国の補助率は元々3分の2なので、賃上げに取り組む企業に対し、補助率を3分の2から4分の3に引

き上げる支援を行います。また、両補助金への 支援件数については合計で300件程度を見込 んでいます。申請処理を効率的に行うため、申 請受付事務の外部委託の経費を計上しています。

これらの取組を通じて、人手不足に悩む中小 企業の省力化や生産性向上を後押しし、DXに つながる取組を継続的に支援していきます。

**遠山商工観光労働企画課長** 7ページを御覧ください。

予算の繰越しについて御説明します。今回の12月補正予算で提出した三つの事業のうち、赤枠で囲った二つの事業について、繰越しの設定をお願いするものです。年度末まで残り約4か月となりましたが、LPガス等価格激変緩和対策事業については、対象期間を来年4月までとしているため、補助金の交付から精算まで年度内の完了が難しく、また中小企業等省力化・生産性向上支援事業については、国が新たな経済対策として新設する補助金等と協調した支援であることから、あらかじめ繰越しを設定したいと考えています。

清田委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見などはありませんか。

[「なし」と言う者あり]

清田委員長 委員外議員の方は御質疑、御意見などはありませんか。

**猿渡委員外議員** 1点だけ。LPガスの支援助成については大変ありがたいですが、7月補正予算のときも3千円の1回限りで、今回も1,500円の1回限りで、やはり1回限りで終わるのか、残念だという声があります。以前と比べてさらに物価高になっているので、さらなる支援が大事であり、手厚い支援を求めたいと思いますがどうでしょうか。

市原新産業振興室長 今回、LPガスの支援金額1契約当たり1,500円で設定しています。前回3千円としていますが、元々この3千円については国の都市ガスの支援金額が標準世帯1月当たり900円で、LPガスの値上がり幅が都市ガスの約3分の1なので、900円の3分の1で1月当たり300円という考え方です。

1月から9月分で、300円の9か月分は2, 700円ですが、これを3千円とした経緯があります。

今回1,500円ですが、対象期間は10月から来年4月末までで、そうすると300円の7か月で2,100円になります。ただ、さきほど申したように、今回国も半額ということで、それを参考にして県も半額にするので2,100円の半額は1,050円ですが、そこを今回は1,500円とした経緯があります。

**猿渡委員外議員** 市民感覚的にはさらなる支援 が必要だという思いがあるので、今後に向けて、 ぜひよろしくお願いします。

大友副委員長 聞き逃しだったらすみませんが、 中小企業等省力化・生産性向上支援事業、二つ 支援で300件と今伺いましたが、上限金額が あれば教えてください。

木部DX推進課長 上限金額はあります。省力 化投資補助金については、従業員数に応じて国 での上限額を定めており、例えば5名以下だと 上限金額200万円、賃上げをする場合の上限 枠は300万円になっています。それに付随し て県も追加分を支援するものです。

清田委員長 ほかに御質疑等はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

清田委員長 ほかに御質疑等もないので、これ より採決に入ります。

本案のうち本委員会関係部分については、原 案のとおり可決すべきものと決することに、御 異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

清田委員長 御異議がないので、本案のうち本 委員会関係部分については、原案のとおり可決 すべきものと決定しました。

次に、第99号議案公の施設の指定管理者の 指定について、執行部の説明を求めます。

佐藤観光政策課長 8ページを御覧ください。

第99号議案公の施設の指定管理者の指定について御説明します。当課が所管している大分県立別府コンベンションセンターの指定管理者については、令和5年度末をもって更新時期を迎えます。そこで令和6年度からの新たな指定

管理者の指定にあたり、外部有識者を含む選定 委員会において慎重に審査し、本施設の指定管 理候補者を選定したので、地方自治法の規定に 基づき指定の承認をお願いするものです。

一番下、3大分県立別府コンベンションセンターの表を御覧ください。今回は、二つの団体から応募がありましたが、選定委員会の審査の結果、得点の高かったビーコンプラザ共同事業体を指定管理候補者としています。

表の一番右側に記載していますが、選定理由としては、現在も指定管理を実施しているなど多数の運営実績があり、サービス向上や利用者の増加を図るための能力を有していること、また天井改修工事期間中も自主事業等の実施により稼働率を上げる提案がされていることなどが評価されています。

表の左から2列目に記載している提案価格については、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間で、総額1億4,058万6,250円となっています。なお、令和6年度から令和8年度については、天井改修工事により施設が一部利用休止となるため、利用料収入の減少分を補塡するため提案価格が高くなっています。

清田委員長以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見などはありませんか。

**澤田委員** お尋ねします。指定管理候補者は今回3社統合という形だったと思いますが、恐らくハード面で今回選定していると思いますが、利用者からたまにお聞きするのが、職員の態度が余りよくないとか、あと音響設備がちょっとどうなのかという声も聞いています。

恐らくハード面が一番大事なところですが、 やっぱりソフト面もしっかりしていかないと、 今後、イベントの誘致はなかなか難しくなって いくかもしれません。そういったソフト面につ いては、例えばお客様に対してのサービスや姿 勢などの内容は評価基準の中に入れているんで しょうか。

**佐藤観光政策課長** 直接の評価基準に入っていませんが、そういう声が県にも届くのでその都

度、指定管理者にはちょっと上からの言い方に なりますが、指導等は随時行っている状況です。

音響施設とかも、管理している県有財産経営 室に要望していますが、なかなか順番や金額も あるので――そこら辺はしっかり要望していき たいと考えています。

**澤田委員** ありがとうございます。そういった 面もまた今後、評価の中に入れていただければ 幸いです。よろしくお願いします。

**桝田委員** ビーコンプラザ共同事業体には、ど ういう会社が入っているか詳細を教えていただ きたいと思います。

佐藤観光政策課長 3社の共同事業体になっていて、一つが東京都に本社がある株式会社コンベンションリンケージ、次に大分県の株式会社テイクファイブ、いわゆるイベントとかをやっている会社と、ビルメンテナンスの株式会社メンテナンス、この3社の共同事業体になっています。

**桝田委員** では極端に言えば、株式会社コンベンションリンケージが一番上で仕切って、共同体でやっているということですか。(「はい」と言う者あり)分かりました、ありがとうございます。

清田委員長 ほかに御質疑等はありませんか。 [「なし」と言う者あり]

清田委員長 委員外議員の方は御質疑、御意見などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

清田委員長 ほかに御質疑等もないので、これ より採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

清田委員長 御異議がないので、本案は原案の とおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったのでこれを許します。

まず、①の報告をお願いします。

**遠山商工観光労働企画課長** 9ページを御覧く ださい。 新たな大分県長期総合計画案の骨子についてです。これは、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に基づき、立案過程における報告を行うものです。

### 10ページを御覧ください。

資料中ほどの左、策定の趣旨にあるとおり現行計画が令和6年度末で終期を迎えるため、これまでの大分県づくりを継承するとともに、時代の要請や潮流の変化にしっかりと対応し、大分県を新たなステージへと発展させるため、新たな計画を策定することとしています。

資料左下の計画の期間は、令和6年度を初年度とし令和15年度までの10年間としています。ただし、策定後の情勢変化に柔軟に対応できるよう、中間年の令和10年度に見直しを行います。

資料右上の基本目標については、誰もが安心して元気に活躍できる大分県、知恵と努力が報われ未来を創造できる大分県とし、実現にあたっては三つの基本姿勢で臨むこととしています。

11ページを御覧ください。

計画の構成です。策定の趣旨、時代の要請や 潮流の変化の次に基本目標を掲げ、それが達成 された際には共生社会おおいた、選ばれるおお いたが実現されることを示すこととしています。 その上で分野別の政策・施策を掲載し、最後に 基本目標が達成された姿を、イラストも加えて 分かりやすく紹介したいと考えています。

### 12ページを御覧ください。

新たな政策・施策体系案です。安心は7政策 24施策、元気は7政策16施策、未来創造は 5政策17施策としています。

### 13ページを御覧ください。

政策・施策体系案の主なポイントです。安心の分野では、自然災害が頻発・激甚化する中、安心の大前提となる災害対策を先頭に位置付け、あわせて自然災害と地球温暖化は相互に密接に関連するため、近接させて整理しています。三つの日本一のうち、障がい者については、福祉的就労を含めた多様な働き方があるという観点から、雇用率日本一から活躍日本一に変更しています。

元気の分野では、農林水産業の現行計画は、マーケットインのものづくりなど、取組を横串で捉えた施策としていますが、今回は生産者に内容をより分かりやすく伝えるため、農業・林業・水産業ごとに振興策を整理します。また、人手不足が大きな課題となる中で、分野横断的な人づくりと、誰もが活躍できる社会づくりをセットで推進するため、多様な働き方と女性活躍の政策を統合します。

未来創造の分野では、未来創造の全ての政策にかかわる交通ネットワークを先頭に位置付け広域交通ネットワークの充実が人と物の流れを活性化させ、企業立地・産業集積に加え、移住・定住も後押しすることで、新たな人材や地域の担い手確保にもつながるという流れで整理しています。加えてカーボンニュートラル、デジタル・先端技術の政策を新設し、最後に教育の政策で締めくくることとしています。

14ページから16ページは、政策・施策体系を現行計画と比較したものです。このうち、 商工観光労働部で所管する政策・施策の主なポイントについて御説明します。

### 15ページを御覧ください。

元気の分野です。当部所管の政策・施策を黄 色で示しています。主なポイントについて御説 明します。

右側の2力強く元気な経済を創出する産業の振興では、産業振興の根幹となる中小企業の支援施策を(1)経営基盤、(2)ものづくり産業、(3)商業・サービス業の三つの視点から整理しています。3地域の特色を活かしたツーリズムの推進と観光産業の振興では、観光産業についての施策を整理しています。5(1)多様な産業を支える人づくり、多様な人材が活躍できる環境づくりの推進では、産業界での人づくり及び環境づくりに関する施策を整理しています。

### 16ページを御覧ください。

未来創造の分野です。右側の1 (4) 戦略的・効果的な企業立地と産業集積の推進では企業立地に関する施策をサプライチェーンと密接に関係する交通ネットワークの充実と一体的に整

理をしています。3(2)経済と環境の好循環を生み出すGXの推進では、産業部門でのGXの取組の方向性を整理しています。4デジタル社会の実現と先端技術への挑戦では、(1)各産業でのDXの推進、(2)福祉、防災など暮らしのDXの推進、(3)先端技術を活用した取組の方向性についての施策を整理しています。清田委員長以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見などはありませんか。

**麻生委員** この長期総合計画は、行政にとって 鍵を握る大変重要なものなので、しっかりやっ てほしいと思います。

そういう意味において、今回コロナによって 働き方も随分変わったり、変容が起こった分野 がたくさんあります。そういったことについて、 しっかり一度検証した上で、この総合計画に盛 り込む作業が不可欠だろうと思いますが、どの ような検証の仕方を考えているのか。例えば大 分県内の企業でも、コロナのときに海外に移住 している女性社員が、退職したけどリモートワ ークはできると。それならうちで再度働いてく れということで、ニュージーランドかオースト ラリアかでリモートで働いている方がいます。 そういった人事とかの、いろんな新たな動きが いっぱい各地域、各企業でも出てきているので 参考事例としながら、しっかり盛り込んでいく ことも大事ではないかと思います。

また、ツーリズムについて言うならば、例えば大分空港の位置付けをどうするか。宇宙港は、前回の総合計画でなかったにもかかわらず、突然打ち上がって、ホーバークラフトとかいろんな動きが出てきましたが、大分空港をどういう位置付けにするのかも大事になってくる。例えば佐賀空港は、福岡県からも近いし駐車場を無料にしながら海外便について、ものすごい誘客を図っている。時間的にとても自由と言うか密じゃないから人気も上がっている。では、大分空港もそういったことはできないのかという部分で、例えば沖縄県は、沖縄振興開発特別措置法の改正までして、沖縄型の特定免税店制度を創設しているわけです。大分県も宇宙港ですか

ら、免税店があっていいんじゃないのと。話題 づくりもとても大事ですから、そういう提言を するだけでも、かなりインパクトがあると思う ので、それも含めてやってほしいなと。

そういった部分についても、委員にどういう 情報提供をしていくのかが重要になってこよう かと思うので、ぜひとも議論を深めるようお願 いしておきます。

今回の一般質問でも議論のあった目標指標についてですが、昔、私も一般質問で可処分所得について質問しました。仮に通勤時間帯を価格変換したときに、真の豊かさ度合いがどうだという可処分所得だけじゃなくて、等価可処分所得という指標があると聞いていますが、これでいくと大分県は都道府県ランキング40位なんですね。だから、こういった部分についても、やはり真の豊かさが上がる方向性を見いだすことも大事でしょうし、ぜひその辺についても取組をしてほしい。そのためには、この段階で委員にどのような情報提示をするか、どういうデータを出すか、そしてそれによって議論の深掘りをしていくことがポイントになり鍵を握ると思います。

商工観光労働部として、さきほど力を入れたい部分の説明がありましたが、これではまだ足りないと思ったので、ちょっと何か考え方だけでも、お答えできる範囲で構いませんのでお願いします。

遠山商工観光労働企画課長 ありがとうございました。当然いただいた意見については、商工観光労働部内はさることながら関係部局、特に商工観光労働部はいろんな関係団体があるので、計画を取りまとめる企画振興部とそういった部分を共有しながら検討していきたいと思っています。

今後、各団体の意向調査などを通じて、より 県民の多様な意見を踏まえた計画づくりを行っ ていきたいと思いますので、引き続き御指導よ ろしくお願いします。 (「コロナの検証につい てどういう形でやろうとしているのか、商工観 光労働部として」と言う者あり) 商工観光労働 部としては、やはりコロナで非常に厳しい業界 等もあったと聞いているので、そういった団体 等の意向等を聞きながら、今後どういった形で していくか。特に、商工団体の経営指導員等が 伴走型の支援で、逐次情報を取りながらやって いるので、商工団体を通じた御意見も聞きなが ら、コロナ禍の検証についても盛り込んでいけ ればなと。その辺についても関係部局と調整し て検討していきたいと思っています。

澤田委員 長期総合計画の件でお聞きします。

現行計画の安心分野、障がい者が安心して暮らせる社会づくりと障がい者雇用率日本一の実現が、今回変わったということで、障がい者活躍日本一の実現とありますが、所管は商工観光労働部じゃないですかね。(「すみません」と言う者あり)分かりました。恐らく、以前は就労という形での雇用率だったと思うので、そこは若干絡んでくるのかなと思いますが、いずれにしても活躍という部分においては、多分いろんな活躍の中に入っていくと思います。ぜひ商工観光労働部でも障がい者雇用の活躍をしっかりまた指針として示していただければいいかなと。これはあくまでも要望にはなりますが、よろしくお願いします。

清田委員長 ほかに委員の皆様から御質疑、御 意見ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

清田委員長 委員外議員の方は御質疑、御意見などはありませんか。

**猿渡委員外議員** さきほど企業立地関係の説明 が若干ありましたが、本会議でも半導体産業の 誘致関係の議論がされています。熊本県でも歓 迎の声がある一方で、生活環境や工事車両とか を含めた渋滞、地下水の枯渇やPFASなどの 汚染の問題などについても心配や不安の声があ ると聞いています。

そういうプラス面とマイナス面、メリットと デメリットをよく調査し検討しなければならな いと思いますが、その点を含めた調査や検討が されているのでしょうか。

**足立企業立地推進課長** ありがとうございます。 今回の本会議でも、知事から若干触れられたか と思いますが、大分県内で工業用地が不足して きている状況を受け、県としては市に工業用地 の造成を期待しており、そこをしっかり支援し ていく体制を今とっています。

そのために、まずは県で適地の調査を行おうとしています。その中で、実際に団地として整備するにあたって見える課題、いい面、悪い面をしっかり整理しながら適地として見極めていきたいと考えています。

清田委員長 ほかに御質疑等はありませんか。 [「なし」と言う者あり]

清田委員長 ほかに御質疑等もないので、次に ②から④の報告をお願いします。

金子工業振興課長 17ページを御覧ください。 去る10月23日に開催した、第2回「グリーン・コンビナートおおいた」推進会議について御報告します。

今回の会議では次第に記載していますが、来 年1月の取りまとめに向けて作業を進めている、 「グリーン・コンビナートおおいた」推進構想 案の中間報告をしました。

その主な内容ですが、まず一つ目として、コンビナート内における水素等の需要推計を示しました。企業ヒアリングを踏まえた上で、一定の前提条件の中での推計として、水素等の需要は2030年の年間8.9万トンから、2050年には181万トンまで伸びるという結果が得られました。二つ目として、2050年のカーボンニュートラル時代における大分コンビナートの予想される姿、三つ目に他地域の動向として、周南や中部圏など全国のコンビナート地域の状況などについて説明しました。

大分コンビナートの予想される姿に関しては、図にあるように、三つの役割が予想されており、一つ目は①次世代エネルギーの受入・供給の拠点として、域外から水素等を受け入れ貯蔵し、また、水素と二酸化炭素から都市ガスの原料となる合成メタンを製造し、これを県民にそれぞれ供給していく役割です。

二つ目は②二酸化炭素の受入・搬出の拠点として、コンビナート内だけでなく県内のセメント工場などから排出される二酸化炭素を回収して貯蔵し、これを域外の地下貯留の適地に運び

出す役割です。

三つ目は③脱炭素技術の実証・導入の拠点として発電所や製鉄所、製油所、化学プラントなどにおいて、実際に水素等を利活用していくことに加え、回収した二酸化炭素を域外に運び出して農業ハウスなどで直接利用することや、域外の廃プラスチックなどを回収して基礎的な化学品に転換していくことも考えられます。

こうした事務局からの説明を踏まえ出席者からは、県外のコンビナート地域と連携した形での対応も考えられるといった意見、水素利用に関する規制緩和の必要性、今後のコンビナートを担う人材の確保や育成の重要性などに関する意見をいただきました。

こうした意見も踏まえながら、現在、産学官 連携でさらに検討を深めており1月18日に予 定している第3回推進会議では、構想の最終案 を提示して、取りまとめたいと考えています。 木部DX推進課長 資料18ページを御覧くだ さい。国と連携してアナログ規制の技術検証を 実施しており、その報告をします。

1アナログ規制とは、デジタル技術の進展に 法律などの整備が追い付かず、業務の効率化を 妨げている規制です。例えば、人による現地調 査を求める条例や物理的な書面の掲示を求める 規則などがあげられます。

2技術検証の趣旨は、デジタル技術の活用により規制の目的を果たし、人の代替として機能するかなどについて確認するものです。大分県の立場としては、自治体として唯一本県の規制が技術検証の対象となっており、フィールドの提供、現地調整等で協力しています。

この取組の実施主体は、3実施主体に記載の とおり、国の委託事業を受託した株式会社三菱 総合研究所です。

4技術検証の概要についてです。大分県での技術検証は記載の3件です。その内容について一例を説明すると、資料中段の表の一番上、自然物等の実地調査の欄を御覧ください。

表頭の3列目、技術検証の対象となる業務( 法令)欄にあるとおり、農林水産部が所管する 大分県環境緑化条例に係る実地調査を対象とし ています。具体的には、保護樹林の指定などに 係る実地調査について、ドローンで樹木を撮影 した写真をAIで解析して、高さや直径などを 計測し、人手をかけずに実施できるか10月3 0日から11月2日に検証しました。他の事例 についても同様に、デジタル技術の活用により 規制の目的を果たし人の代替として機能するか などについて確認します。

5今後の予定ですが、これらの検証を踏まえ、本県では今後約300件のアナログ規制の見直しを予定しています。特に、令和6年第1回定例会では、いくつかの条例を一括して改正する整備条例の上程を予定しています。また、国の法令等が年度をまたぎ段階的に改正されることから、令和6年度も条例等の改正が継続する見込みです。

**足立企業立地推進課長** 資料19ページを御覧ください。

地域未来投資促進法、正式には地域経済牽引 事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に 関する法律ですが、法に基づく大分県基本計画 について御報告します。

基本計画については平成29年度に既に策定済ですが、計画期間終了に伴い今後5年間の基本計画を策定するものです。本計画では、地域の特性をいかして、高い付加価値を創出し地域に対する経済波及効果を及ぼす事業、法律ではそれを地域経済牽引事業と定義付けていますが、そういった事業を支援し経済の発展、強化を図ることを目的としています。

法律のスキームとしては、本年7月に改正された国の基本方針に基づき、市町村及び県で基本計画を策定し国の同意を得ることで、事業者の地域経済牽引事業計画を承認し、各種支援が行えることとなっています。なお、平成29年に策定した計画においては、60件の事業計画を承認し263億500万円の付加価値を創出しています。計画の策定にあたっては、従来の基本計画の方向性を維持し、できるだけ幅広い産業に計画のメリットが及ぶようにしました。

まず、対象地域については、県内全域を対象 としています。次に、自動車関連産業など10 の産業分野が対象となっています。なお、国の ガイドラインに基づき、第4次産業革命等に関 連する情報関連産業をデジタル産業という表現 に変更していますが、大枠に変更はありません。

次に目標値ですが、基本計画の同意から5年間で、地域経済牽引事業による付加価値創出額は約298億円、承認事業件数は60件、平均所得増加額は約18万円としています。

次に、地域経済牽引事業としての三つの要件を定めています。一つ目は、さきほど説明した 10産業に該当することです。続いて二つ目は、付加価値を4,600万円以上創出することです。三つ目は取引額、売上げ、雇用者数、雇用者給与等支給額の要件のいずれかを満たすこととしています。こちらの要件については、前計画から数字を見直していますが、算出根拠は同様となっています。その下、主な支援措置については、設備投資減税や不動産取得税、固定資産税の減免などが受けられます。

最後に、今後のスケジュールについては12 月に計画の最終案を提出、令和6年3月末に国からの同意がなされる予定となっています。令和6年度からは新たな基本計画に基づき、各事業者の地域経済牽引事業計画の承認を行っていく予定です。

清田委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見などはありませんか。

麻生委員 まず、「グリーン・コンビナートおおいた」推進会議の件ですが、水素等の供給拠点整備5地域を目指して取り組むと伺っていて、会派としても九州経済産業局、本省の両方にしっかりそのお願いをしてきました。

確認したいのですが、今年、商工観光労働企業委員会で千葉県に行きました。拠点の5か所に大分コンビナートが指定された場合、その後、この推進会議の位置付けが鍵を握ってこようかと思いますが、ポイントは大手企業ですね。本省と本社の権限を持った役員が推進会議に入っていれば、真っ当に進んでいくのでしょうけど、九州の段階——日本製鉄株式会社だったら、この分野においては八幡であるとか、県の窓口は

どこがやるのか、あるいは東京事務所の位置付けとかも含めて、本社サイドとの連携とかの整理をしつかりした上で、縦横斜めと情報共有がしっかりできることがポイントになってこようかと思うので、その辺についてどうなっているかが1点。

それから、さきほど水素の話も出ましたが、 大分港、例えば別府港のさんふらわあでも今、 LNG船で毎日充填しており、大阪側じゃなし に大分側で充填しているのは、とてもいいこと だけれども、そういう状況でバンカリングにつ いても、今後どうやっていくのか。具体的に港 の中にそういう設備をしっかり造っていくこと が求められてくるわけですが、国土強靱化のた めの5か年加速化計画がもうすぐ終わるわけで す。それが終わるまでに盛り込むか、あるいは その次のタイミングで盛り込むか、もうそろそ ろ考えていかないといけない。

さきほどの長期総合計画の中にも盛り込んでいかないといけない案件だと思うので、その辺についての考え方があればお示しください。

金子工業振興課長 ありがとうございます。まず1点目の本社等との連携と言うか、そういったことについては、おっしゃるとおりだと思っています。幸いこの構想をつくっていくことを打ち出してから、コンビナート企業の本社からも県にアプローチが結構来るようになっています。県としても、当然事業所とはやり取りしますが、先週もある企業の本社にこちらから出向いて、いろいろ調整をしたところで、それはまた引き続き、これからいろいろ熟度が高まってくるので、より一層連携を深めていきたいと思っています。

それから、水素の関係でバンカリング等について、港全体のカーボンニュートラルをどうしていくかは、別途カーボンニュートラルポート構想を土木建築部が主体でやっています。国では国土交通省が音頭を取ってやっているので、そこでまた別府市であれば別府港の、佐伯市であれば佐伯港の一定程度の構想ができることになるので、その中でしっかり議論されるものと思っています。大分港については、大分コンビ

ナートと連携しているので、そこと組み合わせ ながら進めていきたいと思っています。

麻生委員 バンカリングの件は、どうも何かあ ちこち分散して、またよそに持っていかれるの じゃないかと心配しています。そういうことに ならないように、しっかり意見集約しつつ優先 順位も決めながらやっていくことも鍵を握って こようかと思うのでよろしくお願いします。

それからもう1点、地域未来投資促進法に基づく大分県基本計画について、この中で現在60件の承認があるわけですが、要は過疎地域とか山村とかにどれだけ投資を呼び込むかがポイントになるわけです。過疎、辺地、山村、離島、半島振興法の対象地域に入っている企業等は60件のうちどれくらいあるのか分かりますか。

足立企業立地推進課長 地域経済牽引事業の承認件数60件のうちの過疎地域に所在する企業等の利用状況ですが、地域未来投資促進法は通常、過疎地域に所在していない地域の企業が使うことを多く想定しています。過疎法(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法)による支援の方がより高い優遇を受けられる制度となっているので、基本的に過疎地域の企業についてはそちらを使います。この要件に合わなかったり、あるいは過疎地域ではない企業が使うことが、おおむね多くなっていますが、すみません、過疎地域についての承認件数は今把握していませんので、また後ほど提供します。

麻生委員 過疎、辺地、山村、離島、半島振興 法の対象地域、こういったところがもう本当に 人がいなくなって苦しんでいると。そういった ところに投資を呼び込んで地域を牽引していた だくという法の趣旨だったと思うんですね。と ころがこの過疎、辺地、山村、離島、半島振興 法そのものが余り機能していない。財源も予算 的にも配分できていないので、何かこういった 地域未来投資促進法について、そういった対象 地域であればこの法の適用のハードルを少し下 ば投資を呼び込める工夫と言うか、提案も必要 じゃないかな。そういう具体的なところも含め て面白いアイデアと言うか、台湾でもそうだし 熊本県でも何もないようなところにどーんと新たなまちができるわけですから、そういう発想も含めて、今ある特別措置法をもう一度検証しながら、長期総合計画の中で国に対しても働きかけをして改善していくという提言もいるのではないかなと。ハードルを少し下げて、財源を含めて投資できる環境整備を後押しするようなことも、ぜひ研究していただきたいと思います。これは要望です。

大友副委員長 アナログ規制の件ですが、今日の分はアナログ規制の技術検証の概要報告だったと思います。私、今回一般質問でもアナログ規制の話をしており、その中で再質問までしなかったですが、アナログ規制が含まれる法律や県条例が962項目あり、387項目は県の裁量で見直しができ、183項目から着手すると報道がありました。今回、商工観光労働部長に御答弁いただきましたが、所管外の部分も多いと思います。どれぐらいが商工観光労働部所管であるかと、あと一覧みたいな資料は出せますか。所管がどこかとかも含めて、どの部分に着手していてどの部分はまだ着手していないとか、そういうのが分かる一覧があれば欲しいんですが

木部 D X 推進課長 商工観光労働部関係でどの くらいあるのかは、すみません、現在資料を持っていませんので、今お答えすることができま せん。

これは条例から規則から、行政の中で決めている要綱とかも含めて全部を調査して、それを今リバイスしている状況で、項目数と言うか、どの部署にどれだけあるかを知りたいということですが、件数とかをお見せすることはできますが、かなり件数が多いので、それをどうお見せするかをちょっと工夫したいと考えています。

条文数で今とっているので、条例数とか、そ ういう区切りでお見せする形がいいかと思って います。今現在、一覧自体は、私の手元にない 状況です。

大友副委員長 特に急いでないですが、そうい う資料がそろえば、また教えていただきたいと 思います。(「はい、承知しました」と言う者 あり)

清田委員長 ほかに委員の皆さんありませんか。 [「なし」と言う者あり]

清田委員長 すみません、なければ私から1点。 地域未来投資促進法、さきほど麻生委員の答 弁でありましたが、基本的に過疎地域は対象想 定としてないということですが、この承認60 件はどういう経緯で選ばれているのか。恐らく 佐伯市は過疎債適用地域なので、佐伯市内の企 業は全て駄目だと思いますが、そうすると大分 市や別府市とか、限られた地域での企業しか対 象にならないと思いますが、その辺について教 えてもらっていいですか。

足立企業立地推進課長 なかなか分かりにくい 面があると思いますが、基本過疎地域の企業に 対する設備投資については、過疎地、過疎法で の税制優遇が予定をされていて、そちらの方が 通常、地域未来投資促進法の税制優遇よりも上 回っている——厚い対応をしており、この過疎 法の適用を受けられない過疎地域の企業の設備 投資があったときには、そこを地域未来投資促 進法で救済する体制をとっています。

そういうことで、承認件数の多くは大分市内 の企業ですが、その中でもいくつかは過疎地域 の企業もあるので、また後ほど件数は御報告し たいと思います。

清田委員長 はい、分かりました。

ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

清田委員長 委員外議員の方は御質疑、御意見などはありませんか。

[「なし」と言う者あり]

清田委員長 ほかに御質疑等もないので、次に ⑤と⑥の報告をお願いします。

安田観光誘致促進室長 資料20ページを御覧 ください。

おおいた旅得キャンペーンの実施について御報告します。県内景気が回復基調にある中、宿泊事業者においては、全業種の中でも保証債務残高が大きく、まだまだ厳しい事業者が多い状況です。このため、これまで執行を留保していた国内観光需要回復促進事業予算を活用して、

県内観光需要を喚起し、より多くの宿泊施設の 集客を促すとともに、県内消費の促進を図ることを目的に、県内登録店舗で活用できる、おお いた旅得クーポンの配布を含むキャンペーンを 開始しました。

クーポンの配布対象は12月1日から2月2 9日の宿泊分で、6千円以上の宿泊プラン及び 8千円以上の交通付き旅行プランに対して、1 人1泊当たり3千円のクーポンを配布します。

右にあるとおり、今回の事務局の決定にあたっては企画提案競技、いわゆるプロポーザル方式により4者からの企画提案を受け、8月29日に外部委員も含めた審査会でのプレゼンテーション等を経て厳正に審査した結果、株式会社JTB大分支店を契約候補者として決定し、9月15日付けで随意契約を行っています。契約額は9億9千万円のクーポン原資を含む11億428万6,713円です。

下の3にある、今回のクーポン配布にあたっ ては不正の再発防止を念頭に置き、不正防止策 の徹底を図ります。対策のポイントとして、ま ずは電子クーポンのシステムにおける未然防止 が重要であるため、クーポン発行者にIDを付 与し発行者を特定及び限定します。また、クー ポンの高額チャージ等の異常値を検知する仕組 みや各数値をリサーチする体制を整えています。 あわせて、クーポンの取扱者や利用者に対する 牽制とともに、疑義が生じた際の速やかな対応 も重要です。そのため、参画事業者登録時の宣 誓書やアプリインストール時の同意はもとより、 旅行者にも本人確認やクーポンの受領証記載を お願いするほか、各数値の異常を検知した時点 での適宜確認、状況に応じた利用停止措置など を行います。さらに、各段階における確認作業 や各申請時の審査体制の強化を図り、不正の再 発防止に取り組みます。

こうした対策を通じて事業を円滑に進め、より多くの観光客に御利用いただき、県内観光を 満喫いただきたいと考えています。今後も、県 内観光事業者等と一体となって大分県観光の本 格復活に向けて、必要な取組を進めていきます。 続いて、別資料を御覧ください。 まず、1調査の実施状況についてです。9月27日に計6施設に関する不正又は不適切事案の公表を行い、その後も調査を継続してきました。10月末をもって全国旅行支援の対象期間が終了したため現在は、各参画事業者との精算に向けた書類審査とあわせて実施しています。

クーポンチャージ等の調査としては、約35 万件の登録ユーザーにおけるクーポンデータや 宿泊補助データ等を確認しつつ、追加調査が必 要なものを抽出し、宿泊施設等への聞き取りや 資料確認等を実施しています。現在、約500 ユーザーに係る調査を重点的に実施しています が、その中で疑義が生じた場合は宿泊施設への 立入調査を実施し、宿泊台帳による宿泊実績の 確認等を行い、その中で不正や不適切な対応が 確認された場合は、返還していただくよう対応 しています。

さらに宿泊実績等の書類審査として、参画事業者からの宿泊補助金申請内容の精査と宿泊実績の確認を行っています。また、この審査データとクーポンユーザー側の調査データとのチェックも重ね、解明と精算を進めていきます。

次に2にあるように、9月27日の不正又は 不適切事案公表以降に行ってきた調査の中で、 新たに不正又は不適切な事案を確認したので、 御報告します。

新たに判明したのは、下の表のとおり大分市の宿泊施設AからCの3施設、別府市の宿泊施設DからGの4施設、佐伯市の宿泊施設H、日出町の宿泊施設Iの9施設において、それぞれの施設関係者がクーポンを不正に取得、利用やクーポン配布対象者でない宿泊者に対しクーポンを付与するなど、不正又は不適切な取得、利用、付与が認められたものです。

調査結果を踏まえ、返還額欄にあるとおり6 千円から413万696円の返還を求め、9施設で合計644万6,252円の全額が返還済みとなっています。

今回公表分と前回までの公表分を合わせた不 正又は不適切事案の累計は15施設2,505 万3,472円となりました。

現在、委託先の事務局体制も強化しながら、

全力で調査を進めており、事業精算の時期も近づいていることから、今後も事務局とともに確 実に調査を進め、早期の全容解明を図りたいと 考えています。

清田委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御 質疑、御意見などはありませんか。

福崎委員 不正不適切な事案に係る調査で、どういう聞き取りを行ったか、お聞きします。

全部で15施設、今回新たに9施設ということで、エリアからいくと大分市、別府市、佐伯市と広い範囲で行われています。これだけの施設が同じことをするのは、誰かが指南しているのじゃないかという疑いもありますが、そこら辺、なぜこういうことを行ったのか、誰からかそういう話をいただいたのか、いわゆる一番の原因がどこにあるかについては調査されたのかお尋ねします。

安田観光誘致促進室長 誰かから指南されたとかはそれぞれの内容と言いますか、それぞれの施設の中で原因があります。全てが全て、不正取得ではなくて、なくした部分も含めて、今回もこういった返還事例が発生しています。実際その施設に対する聞き取り調査としては、まずデータを確認しつつ、各施設の中でも確認いただいて、最終的には県と事務局も含めて金額等を確定しています。

福崎委員 別に金額の確定を聞いているわけじゃなくて、なぜ同じようなことを行う事例が広範囲にあったのか、原因追求をされたのかと聞いています。でないと同じことが繰り返されるんですよ。

だから、どこに一番の原因があったのかを追求しておかないと、やはりきちんとした手だてが打てないと思うんですよね。だから、そういう調査をしたのかを聞いています。

安田観光誘致促進室長 そういう部分については、今回元々のクーポンの発注方法とか、送付方法についても、これまでもいろんなチェック機能の事前周知と言いますか、牽制部分も含めて、まだまだしっかり整えられていなかった部分もあるのではないかと我々としては考えてい

て、新しいクーポンの発行については、そういった部分が新たに対応できるように盛り込んでいます。 (「いや、もういいです」と言う者あり)

**清田委員長** よろしいですか。 (「いいです」 と言う者あり)

**桝田委員** 今、新しい旅得クーポンについてシ ステムを変えたとか言っていましたが、ホテル 側の負担が増えたりしていないですか。

安田観光誘致促進室長 以前は、クーポンのチャージ用のチラシをまとめて印刷して、それぞれ対象者に配布していましたが、今回は各宿泊施設で宿泊者を確認した上で印刷しています。なのでそういった手間と事務費的な部分は、以前よりも負担がかかっている状況です。

それと前回は宿泊補助金もあったので、宿泊施設そのものもプラスの部分がありましたが、今回はあくまでクーポン発行だけになるので、そういう意味では宿泊施設の負担は増えている状況です。

**桝田委員** 今特に旅館、ホテルなんか人手が足りていない中でやはり痛手でもあるし、例えば前も言いましたが、ちゃんとやっているところが、日の目を見るようにしないと。全員にルールをかけるのは簡単なんですよ。じゃなくて、やはりこれからやり方を変えていかないと、多分根本的な解決策にもならないし、面倒くさいのでやめましたという施設も出てくると思います。これでは景気の回復基調を継続するというテーマからずれてくると思いますが、そこについてどう考えているかお答えください。

安田観光誘致促進室長 そういった手間や人材 不足の部分については、また別のところで人材 確保の対策をしっかりやっていきたいと思いますが、今回については、やはり一つは宿泊事業 — さきほどの補助金はなくなりましたが、このクーポンがあるということで、自社サイトも 含めしっかりいろんなところで、旅得キャンペーンのプランをつくっていますと広報しており、各施設も工夫して、一緒に誘客を図っていこうと取組をしています。そういった部分では官民一体となって動く形でのプラスアルファは発生

することもあるかと思います。ただ、やはり手 続的な部分とかは、実態としてある程度どうし ても必要ということで、今回は、負担が若干増 えても仕方がないかなと考えています。宿泊事 業者からも意見を聞きながら、しっかりやって いこうということです。

**桝田委員** だから、それは分かりますが、やは り最終的にきちんとしているところが同じよう に対応するのは、これに限らずですが大体毎回 しているじゃないですか。

今後できれば、そこはちゃんと白黒つけてやっていただかないと、ちゃんとやっている人が日の目を見ないので、まずそこを一つ要望したいのと、もし分かればでいいですが、やめる施設が増えたデータとかがあれば、キャンペーンが終わった後、教えていただけたらなと思います。そこが一番大事だと思いますので、よろしくお願いします。

大友副委員長 不正がさらに発覚して件数が増えたのは大変残念だなと思います。一番悪いのはもちろん不正をした方だと思いますが、管理も甘かったのではないかと今まで指摘してきました。今度、新たに始める分の契約も株式会社JTB、不正があったときも事務局は株式会社JTBだったと思いますが、この契約のときに、しっかりとこういう不正が起こった場合の対処の仕方とか責任の所在とかを、例えば契約書に明記をしているとか、ちゃんと話ができているとかいう部分はどうなっているのかが1点。

あと安田室長には個人的に1回お話しましたが、今回新しいのを登録する際に、旅館側はある程度その不正を防止するために、手間とか負担がかかるのは致し方ないかなと思う部分もありますが、クーポンが利用できる登録店側の手間が増えていないのか伺います。

安田観光誘致促進室長 契約に関しては、いろんな対策をするようにということと、業務委託は当然、各条項に基づいて損害が発生したときはどうするとか、一部やはり協議をしつつという形は盛り込まざるを得ない部分もあるので、契約や締結した内容でいくと仕様書で取決めをしています。損害が発生した場合はどうすると

かいった部分で、最終的にはどちらが負担する かなどについては、どうしても協議になる部分 もあります。ただ事業そのものは対象にする、 しないといった形にはしているので、最終的に は業務委託の検査でどういう形になるかの判断 になると思っています。

それと、利用店側の負担については、システムそのものは変わりましたが、基本的にはこれまでと同様に今回も電子クーポンなので、利用店側の負担は以前と比べてそんなに変わりないと考えています。

大友副委員長 すみません、ちょっと余りよく 分からなかったですが、今、不正があった分の ときの契約は、何かあった場合は協議をするこ とを、その仕様書に明記しているということで すか。

**安田観光誘致促進室長** 契約条項の中で、損害が発生した場合はどうするとか、契約内容に書いていない場合は、それぞれで協議するという形になります。

清田委員長 書いていないということですね。 安田観光誘致促進室長 その条項の中で、どれ に該当するかといった部分でのやり取りになっ てくるかと思います。

事業そのものに損害が発生した場合は、当然、受託事業者――県側が発注しているので、相手方が受託事業者になりますが、受託事業者側が負担するとかは契約書にありますが、その具体的な中身に応じてどうするかという意味です。

大友副委員長 分かりました。何回も言いますが、不正をする人が一番悪い。一番悪いですが、やはり不正を起こさせないようにすることが非常に大事になると思うので、受託事業者側にも、しっかり責任を持ってもらえる内容で契約をお願いしたいと思います。

佐藤委員 すみません、同じ問題になりますが、株式会社JTBが、今回また契約されたということで、プロポーザルの中で不正防止の仕組みづくりは、もちろん仕様書として県から出しているかもしれませんが、その防止対策の提案が向こうからあったのかが一つ。

それから、今回資料に図が出てきますが、こ

の図で事務局が不正チェックできるのはどの部 分になるのか、どういったチェックをするのか 教えてください。

安田観光誘致促進室長 契約協議では先方から、こういった不正対策ができますという提案が当然ありました。こういったことができないかとかも、契約含めてやっています。なので、全てが提案の段階で入っていたかというと、また、今後さらにという部分もあるかなと思います。

それと事務局で確認できる部分は、宿泊事業者で宿泊するときのクーポンとかありますが、 実際はアプリのチャージ状況とか、いろんなシステム上、分かる部分は逐次チェックができる体制になっています。

佐藤委員 逐次ということは、事務局でそれを ずっとチェックしていくという考え方でいいで すか。

安田観光誘致促進室長 基本的には、毎日確認 している部分も、毎日確認できない部分もある と思いますので、必要な情報として見るべきも のは、それぞれチェックを定期的に重ねつつ対 応しています。事務局と一緒に取り組んでいる 事業者もいるので、そういったところとあわせ て体制を組んでいる状況です。

佐藤委員 では、もう一つだけ。それにあわせて、県で事務局の体制を、またその全体のチェックをかけるのはどの段階で、どういう形でやるのか。

安田観光誘致促進室長 さきほどのチャージ状況とか、システムで確認できる状況は県側も確認できるので、県も職員が適宜確認をしつつ、もしこちらでおかしな動きを確認した場合は、指示を出すこともあります。今回12月にスタートしているので、途中途中で状況報告を受けながら実施していきたいと思っています。

**澤田委員** それでは私から3点お聞きします。 まず、不正額は分かっていますが、未回収額 があといくら残って、今後どう対応していくの かが一つ。

あと、これは契約が9月15日に随意契約されていて、実際にそれからシステムを組んでいったと思いますが、その間に、例えば旅館関係

者との協議、また株式会社 J T B とその関係者を含めて何か対応を行ったとか――要は宿泊事業者、旅館事業者等が事務局と一緒に何か話合いをしたとか、会合をちゃんとしたのか。

それともう一つが、今回の新システムの中で、 代表者だけが自身の原本の確認表を出すことに なっていると思いますが、例えば4人宿泊する として代表者だけの運転免許証とかを確認して 残りの3人は確認しなくていいということにな っていますか。そこをちょっとお聞きしたいで す。

安田観光誘致促進室長 先に各宿泊事業者と J T B 含めて協議はしてきたのかについてですが、 ここは旅館組合や業界の方とそういった意見も 聞きながら、さきほどの手間や負担を含めて話をして進めています。

それと代表者の確認の関係ですが、設定としては基本的にチェックインされるとき、通常は代表者のみ名前を書かれることが多いと思いますが、それとあわせて一緒に宿泊される方もその受領証は書いていただくようにしています。そういったところで確認をしつつ、ただ、すごく多人数になる場合はリストで確認して、最終的にはその代表者が責任を取るという内容も受領証に記載していただいています。

それと…… (「未収金」と言う者あり) ちょっとお待ちください。 すみません。

さきほどの約2,500万円のうち、今現在 分かっている部分で回収ができていないのが1, 100万円ほどまだ残っている状況です。

澤田委員 ありがとうございます。その未収金に関しても、今後しっかり KPIをつくって回収していくところを県民に示していただきたいのと、さきほど桝田委員も言われましたが、やはりこういう全国旅割キャンペーンからこの事業をやっていると思いますが、旅館組合の方たちにとっては非常にいいキャンペーンだと思うんですね。ただ、こういったことが起きていく中で、やはりほかの団体とかも一生懸命頑張っているのに、結局こういったことをされたら、自分たちの頑張りが無駄になるという環境をつくってしまったのが一番よくなかったと思うの

で、しっかり今後そのようなことがないように、 また様々な知恵を使ってこういったキャンペーンを成功させてほしいと思うのでよろしくお願いします。

**麻生委員** 今回のこの案件に関しては、コロナ 後の観光刺激策がまず1点。

そして、不正もあったことも含めて利用額が 当初予算額に達しなかったということもあった だろうと思います。追加で今回こういう形で審 査を厳しくしてやるんでしょうが、観光刺激策 としては、こういったクーポンでやる場合には、 もうとにかく早く、スピーディーにやることが ポイントだろうと思います。とは言いながら、 また同じ大手にお願いせざるを得ない現実が実 に寂しいと。ただ、1回失敗しているところの 方が間違いはないだろうし、まだ返還されてい ないお金も1千万円ほどあるわけでしょ。要は 今回のこの契約方法の中で、もし何かあったと きには、委託業者が全額返還する契約になって いれば、我々は、それを認めることができます が、そのあたりがちょっと心配だなと申し上げ ておきます。

それから冬場の観光閑散期をどうするか。例えば、1千万円あったら冬の花火を打ち上げただけでも変わってくると思うんですよね。公金の使い方として公平性とかそういう部分の視点がやはり欠如していることは厳しく指摘しておきたいと思います。

したがって、そういったことも含めて、やはり大分県は自然豊かだし、いいものがいっぱいあるんですね。冬のこの時期に、ここでしか咲かないような野の花もあったり、いろんないいものがあるわけですよ。そういうものをもっとPRして誘客していくような、根本的な観光刺激策の在りようと言うか、地域資源の観光資源の磨き方と言うか、そこが欠如しているからクーポン、クーポンとそこに頼ってしまっているんじゃないかな。もっとその根本的な部分をしっかり見直して取り組んでいただくことを強く要望しておきます。

**渡辺観光局長** 委員の皆様からいろいろ御指摘 をいただきました。我々としても本当に立場的 に、非常に心苦しい思いもしています。

クーポン事業を今回新たにしたこと、前回の 不正を踏まえて、しっかり今回は不正がないようにということで、事業者とも協議を重ねながら、二度と不正を起こさせないことを、これもさきほど御指摘もありましたが、宿泊事業者の皆さんの手間が少し増えるとか、それから宿泊者にも今までなかった手間が増えるということで、心苦しいところもありますが、きっちりと楽しんでいただくために、不正を防止するためには、こういうやり方しかなかったということが1点です。

それから、同じ事業者と契約したことですが、 我々も同じ事業者を想定していたわけではなく、 募集したときに、やはり前回不正があったから と排除する明確な理由がなかったので、参加が あったときに、4者の競争でしたがその中で不 正防止ということも含めて、しっかりと、外部 の委員にも加わっていただいて審査をした上で、 たまたまその株式会社JTBを含む、JTB大 分支店が代表となる事業者に決定することにな りました。

その上で我々としても、もう二度とそういうことがあってはならないと、細かい部分まで、 提案以上に議論も重ねながら、今取り組んでいます。

それから未収金については、これは公金ですので、全力で回収をしないといけないと思っています。こちらは捜査、告発している事案ですので、捜査の状況も踏まえて、しっかり対応していきたいと思っています。

10月末で事業が終わりました。まだ全部の調査が終わったわけではないので、今事務局体制も強化しながら、我々も実はデスティネーションキャンペーン(DC)も控えているので、本当はその前向きなところにしっかり全精力を傾けたいところですが、今回のこの事案に関して情報公開請求もかなり出てきており、そちらの事務量も膨大で、これも期限があり仕組み上、仕方がないですが、そこにも担当者だけではなくDC事務局とか、観光政策課職員の労力も充て、土日や時間外も対応しており、職員にも

本当に申し訳なく思っています。

そういう中で精一杯やっていて、本当は不正 の検証とか、そこまでして次に行くべきですが、 時間と労力のところで、非常に苦しい思いをし ながら、今、見直せるところやできるところを しっかりやっています。いずれまた検証も必要 だと思っているので、その際にはまた御報告し ますし、それに向けて公金の回収と徹底的な調 査、そして今回の事業のしっかりとした成果も 上げられるよう、全力で取り組んでいきたいと 思っています。また、引き続き御指導よろしく お願いします。

清田委員長 ほかに御質疑等はありませんか。 [「なし」と言う者あり]

清田委員長 委員外議員の方は御質疑、御意見 などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

清田委員長 ほかに御質疑等もないので、以上 で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

[「なし」と言う者あり]

清田委員長 別にないので、これをもって商工 観光労働部関係を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

[商工観光労働部退出、企業局入室]

清田委員長 これより、企業局関係の審査に入ります。

また、本日は委員外議員として猿渡議員に出席いただいています。

それでは、執行部より報告をしたい旨の申出 があったので、これを許します。

①の報告をお願いします。

**衛藤総務課長** 大分県企業局経営戦略アクションプランの中間見直しについて御説明します。 資料の3ページをお願いします。

初めに、1の中間見直しについてです。企業局では、長期的な展望に立って持続可能な経営基盤の確立を目指すための指針として、平成30年度から令和9年度までの10年間を計画期間とする、大分県企業局経営戦略とその実行計

画である4年間の経営戦略アクションプランを 策定して、それに沿って取組を進めています。 このうち現行の令和4年度から令和7年度まで のアクションプランが計画期間前半の最終年を 迎えたため、中間見直しを行っています。

今回の見直しでは、主に2点の見直しを予定しています。1点目が4年間の収支計画である投資・財政計画の時点修正、2点目が計画前半の実績等を踏まえた計画後半の取組等の見直しです。スケジュールとしては、今後外部の有識者からなる経営評価委員会への説明を経て、来年3月までに取りまとめ、第1回定例会の常任委員会で御説明した上で公表する予定です。

次に、2の主な見直し内容について御説明します。まず、(1)投資・財政計画については、令和4年度から令和7年度までの4年間の収支計画について時点修正を行います。推計の考え方にあるとおり、令和4年度は決算額、令和5年度は当初予算額に置き換えています。また、令和6年度と7年度は近年の物価高騰等を踏まえ、年3%の物価及び労務費の上昇を見込んで費用を計上しています。そのほか工業用水道事業では、燃料価格の高騰による電気料金の上昇を反映した動力費を計上しています。

下のグラフを御覧ください。左側が電気事業 の収支の現行と見直し案、右側が工業用水道事 業の収支の現行と見直し案です。今後の工事計 画等の精査によって成案までに変動する場合が ありますが、青色の折れ線で示した総費用は、 両事業共に、年3%の物価上昇を見込んだため 現行と比較して増額する見込みです。また電気 事業では、緑色の折れ線の収益的収入が現行に 比べて減少する見込みですが、これはリニュー アルを終えて令和3年度に稼働を再開した、大 野川発電所の料金収入を、直近の実績に基づい て変更したことなどによるものです。これらに よって赤色の点線で示した純利益は、両事業共 に現行と比べ圧縮されると見込んでいます。な お、電気事業の令和7年度の純損失は、芹川第 一、第二発電所のリニューアルに係る固定資産 除却費を特別損失として計上することによるも のです。

続いて、アクションプランにおける取組の見 直し内容について御説明します。資料の左下、

(2) 先端技術の活用による業務の効率化・高度化では、電気事業におけるスマート保安の導入・検証について、これまでの取組状況を踏まえ内容を見直します。具体的には、これまでは令和11年までにスマート保安に向けた工事を実施することとしていましたが、今年度、企業局が所有する各発電所へのスマート保安の導入に向けたシステムの比較検討などを行うとともに、国のアナログ規制の見直しに向けた実証事業に参加し、デジタル技術を活用した発電所の遠隔監視に取り組んでいきます。また、令和6年度には別府発電所へのスマート保安の導入に着手し、翌年度から運用を開始して効果検証を行います。

最後に資料の右下、(3)発電所リニューアルの推進です。これまで、桑原発電所のリニューアルは検討段階にとどめていましたが、取組内容を具体化して令和11年度の運転再開を目指し、令和6年度に水車発電機の設計、製作の開始、令和7年度に現地工事に着手するなど計画的に工事を進めていきます。

清田委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御 質疑、御意見などはありませんか。

[「なし」と言う者あり]

清田委員長 委員外議員の方は御質疑、御意見などはありませんか。

[「なし」と言う者あり]

清田委員長 別に御質疑等もないので、以上で 諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

**清田委員長** 別にないので、これをもって企業 局関係を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

委員の皆様はこの後協議を行うので、このま まお待ちください。

〔委員外議員、企業局退出〕

清田委員長 これより内部協議に入ります。

まず、閉会中の所管事務調査についてお諮り します。 各事項について閉会中、継続調査をしたいと 思いますが、これに御異議ありませんか。 [「異議なし」と言う者あり] 清田委員長 御異議がないので、所定の手続を 取ることとします。 この際、ほかに何かありませんか。 [「なし」と言う者あり] 清田委員長 別にないので、これをもって商工 観光労働企業委員会を終わります。 お疲れ様でした。